

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	平野地区 (西戸田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月17日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>(人に関する課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、西戸田地区では、主食用水稲のほか、家庭用の野菜栽培などの近郊農業が行われている。後継者が不在である農地が多く、新たな農地の受け手を確保する必要がある。 ・農家の高齢化と人口減少を起因として、法面や畔等の草刈り作業といった作業が困難になってきている。 ・労働時間や労働環境から考えて、子供が今後農業の担い手となる可能性は低く、今後の農地の管理に不安がある。 ・農地の所有者が遠方で農地の管理に関心も低く、耕作放棄地が増えてきている。 <p>(設備に関する課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路やパイプラインが古くなってきており、持続的な農業を目指す上で定期的な修繕が必要であるものの資金が不足している。 <p>(有害鳥獣に関する課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシが耕作地を壊すなど被害が大きくなってきているが、仕掛け罠などの依頼は出沒してからの対応なので遅い。積極的な捕獲の支援が必要である。 <p>(物価高に関する課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の収入では新しい農業機械を購入することも既存の機械の修理もできない。そのため、機械が壊れたら農業をやめざるを得ない。また、燃料や肥料などの資材費が近年特に高騰しており農業を継続することは困難になってきている。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>(人に関する課題に対しての在り方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草刈り作業に対応するため、神戸農政公社が実施しているラジコン草刈り機の貸出事業を活用し、草刈りに対しての費用対効果を検証する。必要に応じて、多面的機能支払交付金やスマート農業等導入支援事業を活用して導入に向けた検討を行う。 ・ドローン等による農業機械のIT化を取り入れ、薬剤の直播きを検討する。 ・営農組合で引き受けてしている農地は、組合員の作業効率を重視した耕作地の割り振りを行う。 ・耕作放棄地の担い手確保にあたっては、まずは地域内の耕作者を優先し、必要に応じ営農の継続性や人物像などを確認しながら、外部からの確保も検討する。 ・また、新規就農者が定着しやすい環境作りを行うため、空き家を利活用を検討する。 <p>(設備に関する課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプラインなどのインフラ保全のため、随時点検作業を行い、必要に応じ改修や再整備などについて、地域で検討していく。 <p>(有害鳥獣に関する課題に対しての在り方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシやアライグマ対策として、集落ぐるみでの電柵設置に向けた補助事業の活用を引き続き取り組んでいく。 <p>(物価高に関する課題に対しての在り方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自走式草刈機やトラクターなどの農業機械を集落で購入(場合によっては耕作できなくなった農家から引き取り)し、兼業農家や新規就農者等へのレンタルを行い、農業者の金銭的負担を減らすことを検討する。 <p>(その他の取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料米などの生産などを畜産生産者と連携してすすめる。 ・作物のオーナー制度を取り入れた貸し農園や観光農園などを導入し、農家の負担を減らすといったことを検討する。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	96.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	96.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・耕作できなくなった農地など段階的に集約化していき農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、新規就農者や企業の農業への参入をすすめていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクに貸し付けを行いながら、営農をする人のための「農地エリア」と農業をしない人のための「保全地エリア」の棲み分けを行い、段階的に集約化をすすめる。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・農地の集約・大区画化を目指し、耕地整理やほ場整備といった基盤整備の検討をはじめめる。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・企業や新規就農者を受け入れるため、地域で就農の窓口を拡げる。
・地区内外から企業などの担い手を募り、担い手の意向を確認しながら担い手に農地を集約し、効率のよい農業を目指す。
・地区外からの農地の担い手にも、共同作業や地域のルール、作業委託・受託、農地の貸し借りといった地区内の情報を共有できる仕組みを検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。